



横断歩行者妨害していませんか?



～重大交通事故に繋がる危険な運転行為～



★ 道路交通法（横断歩行者妨害等）違反について

道路交通法第38条に、横断歩道等（横断歩道と自転車横断帯）における歩行者等（歩行者と自転車利用者）の優先という決まりがあることを知っていますか？

車（自動車や二輪車）を運転する際、横断歩道等に歩行者等がいる場合には、横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げてはいけません。



★ 主な違反（横断歩行者妨害等）行為について（参考）

★ 歩行者の方へのお願い

一時不停止



横断歩道等に歩行者等がいる場合には、横断歩道等の直前で**一時停止**し、歩行者等の横断を待ちましょう。

通行妨害



横断歩道等に横断中の歩行者等がいる場合には、横断歩道等の直前で**一時停止**し、**通行妨害**をしないようにしましょう。

安全確認



横断歩道等は、決して安全な場所ではありません。横断開始前は当然、横断中にも、左右の**安全確認**を行いましょう。

★ 運転者の方へのお願い

山口県警察では、横断歩行者妨害違反等の重大交通事故に繋がる危険な運転行為を根絶するため、交通指導取締りを強化しています。

車を運転する際には、

- **安全な速度・十分な車間距離・周囲の安全確認**に努め、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

